

令和5年度集団指導

介護予防・日常生活支援総合事業 生活支援訪問サービスについて



今日からはじまる 神戸ではじめる 介護予防

もくじ

- 総合事業の訪問サービスについて
- 生活支援訪問サービスについて
- サービス提供を行うときの留意点
- 「一定の研修受講者」について
- 神戸市生活支援訪問サービス従事者養成研修について



・総合事業の訪問サービスについて

■ 自宅で利用するサービス

● 介護予防訪問サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活の援助を行うものです。家事援助等については自力や家族等で行うことが難しいかどうかなどを個別に判断し、利用者の自立をお手伝いしながら提供します。

介護報酬の単位数（一例）

要支援1・2・事業対象者	1週間に1回程度の利用	1,176単位/月
	1週間に2回程度の利用	2,349単位/月
要支援2	1週間に2回程度超の利用	3,727単位/月



● 生活支援訪問サービス

市の定める研修を修了した方等が自宅を訪問し、生活の援助を行うものです。家事援助等については自力や家族等で行うことが難しいかどうかなどを個別に判断し、利用者の自立をお手伝いしながら提供します。

介護報酬の単位数（一例）

要支援1・2・事業対象者	1週間に1回程度の利用	941単位/月
	1週間に2回程度の利用	1,879単位/月
要支援2	1週間に2回程度超の利用	2,982単位/月



● 住民主体訪問サービス

NPO法人等のボランティアにより、掃除、買い物などの生活の援助を提供します。

※介護報酬の単位数設定はありません。サービス内容や利用者負担、サービス提供地域は提供する団体によって異なりますので、詳細については、神戸市ホームページをご覧ください。

神戸市の介護保険のあらましより

・生活支援訪問サービスについて

⑤（総合事業）

	29年4月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	05年9月
介護予防 訪問サービス	635人 (100)	10,646人 (1,677)	9,450人 (1,488)	9,174人 (1,445)	8,775人 (1,382)	8,360人 (1,317)	8,217人 (1,294)	8,169人 (1,286)
生活支援 訪問サービス	80人 (100)	506人 (633)	1,823人 (2,279)	2,057人 (2,571)	2,054人 (2,568)	2,231人 (2,789)	2,384人 (2,980)	2,394人 (2,993)
住民主体 訪問サービス	0人 -	9人 -	41人 -	56人 -	57人 -	37人 (53)	56人 (96)	60人 (60)
介護予防 通所サービス	542人 (100)	9,677人 (1,785)	10,585人 (1,953)	9,843人 (1,816)	10,168人 (1,876)	10,142人 (1,871)	11,281人 (2,081)	11,764人 (2,170)
短期集中 通所サービス	- -	70人 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
フレイル改善 通所サービス	- -	- -	91人 -	116人 -	90人 -	148人 -	165人 -	151人 -

注1 「介護予防訪問サービス」「生活支援訪問サービス」「介護予防通所サービス」については、兵庫県国保連合会給付実績情報等を令和6年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 () は、平成29年4月分を100とした場合の指数

注3 「短期集中通所サービス」は、平成29年7月より開始。平成30年12月終了

注4 「フレイル改善通所サービス」は、平成30年10月より開始

神戸市介護保険制度の実施状況より



・サービス提供を行うときの留意点

介護予防訪問サービスと生活支援訪問サービスは、別々のサービスのため、事業者はそれぞれ指定申請を行う必要があります。

※指定の手続きは監査指導部（指定担当）が所管となります。

※該当のサービスの指定を受けていないにも関わらず、サービス提供していた場合は、介護給付費等過誤申立の手続きを行い、誤った請求を修正して頂くよう、通知しています。



・「一定の研修受講者」について

資格・要件等	証明書等	備考
神戸市生活支援訪問サービス 従事者養成研修 修了者	修了証	
旧訪問介護員養成研修 3 級課程 修了者	修了証書	
生活援助従事者養成研修 修了者	修了証	
家政士	合格証	
兵庫県介護予防・生活支援員	修了証等	修了することで「兵庫県介護予防・生活支援員」とみなされる研修については、 兵庫県ホームページ に掲載。

※訪問介護員の資格を有する方（介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者）、旧訪問介護員3級課程修了者、家政士資格保持者も、「生活支援訪問サービス」に従事することが可能です。

神戸市総合事業の実施内容より



・神戸市生活支援訪問サービス従事者養成研修

生活支援訪問サービスの従事者を養成するための研修を、年5回程度実施しています。（受講料無料・要事前申込）
また、修了生の就業促進のため、下記のような取り組みを行っています。

- ・ 求人募集中の事業所と研修修了者のマッチング会
- ・ 事業所から募集した求人情報（チラシ）を研修修了生に配布
- ・ ハローワークとタイアップした事業所面接会

修了生にはハローワークへの求職登録を勧めています。
ハローワークの積極的なご利用をよろしく申し上げます。





生活支援訪問サービス従事者養成研修のようす



今日からはじまる 神戸ではじめる 介護予防